

# 墨子尙賢篇補正

原 孝 治

## 序

古典の校勘には大きく分けて二つの方法がある。一は文献によるものであり、二は論理によるものである。これ等は別々に使用されるのではなく、常に一體としてその時々に応じて用いられなければならないが、清朝の校勘では文献に重點を置いた方法が主流で論理によるものは少かった様に思はれる。

これを「墨子」についてみると、孫星衍・畢沅・王念孫・俞樾・孫詒讓・吳毓江等々の學者は比較的文献を多く用ひてゐる。これ等の人々の努力によって文献による校勘は殆ど限界に到達した。

所で、文献による方法は時代遡及には限界がある。この限界を克服するには文献以外にも論理・文法・句法等をも用ひる事であらう。これは校勘の手法として用ひられてきたものであるが、文献を重視する流の中では用ひられる事が比較的に少かったと云へる。それは物證としては不足とする考によるのかも知れない。この方法は陶鴻慶や于鬯がよく用ひてゐるが、未だ残された所が多い。今これらの方法をも用ひて更に考訂を加へる。

尙、本稿は吳毓江氏の「墨子校注」に校補を加へた「墨子校注校補」に補正を加へたものである。

## 尙賢篇

尙賢上篇 子墨子言曰、古者、王公大人爲政於國家者、

「古者」は閒詁「今者」に作る。

尙賢上篇 子墨子言曰、是在王公大人爲政於國家者、不能以尙賢事能爲政也。

秋山云、事疑使。

尙賢上篇 故大人之務、將在於衆賢而已。

將猶則也（古書虛字集釋卷八）。

尙賢上篇 子墨子言曰、譬若欲衆其國之善射御之士者。必將富之貴之、敬之譽之。

將猶必也（古書虛字集釋卷八）と。「必將」は連文。裴學海云、複語。

尙賢上篇 必將富之貴之、敬之譽之。然后國之善射御之士、將可得而衆也。

右は下文の「必且富之貴之、敬之譽之。然後國之良士亦將可得而衆也」と相對す。且將也、將且也（經傳釋詞卷八）。將猶必也（古書虛字集釋卷八）。尙、經說下に「且然、必然」と。必且亦連文。

尙賢上篇 是故古者聖王之爲政也、言曰、不義不富、不義不貴、不義不親、不義不近。是以國之富貴人聞之、皆退而謀曰、始我所恃者富貴也。今上舉義不辟貧賤。然則我不可不爲義。親者聞之亦退而謀曰、始我所恃者親也。今上舉義不辟親疏。然則我不可不爲義。近者聞之亦退而謀曰、始我所恃者近也。今上舉義不辟遠近。然則我不可不爲義。遠者聞之亦退而謀曰、我始以遠爲無恃。今上舉義不辟遠。然則我不可不爲義。

「始我所恃者富貴也」に對する「不辟貧賤」、「始我所恃者親也」に對する「不辟親疏」、「始我所恃者近也」に對する「不避遠近」の三條は並列。第一條を本に考へると、第二條の「親」に對しては「疏」、第三條の「近」に對しては「遠」とあるべきである。「親疏」、「遠近」としたのは、第一條の「貧賤」の二字に引かれたものと考へられる。「貧賤」は「富貴」に對するから二字である。尙、「富貴」は上文の「不義不富、不義不貴」を、「親」は「不義不親」を、「近」は「不義不近」を夫々承けてゐる。故に「親疏」の「親」、「遠近」の「近」の二字を削る。王念孫云、「親字涉上文而衍。」孫詒讓云、「案、王說是也。今據刪」と。尙、于鬯は「親疏」、「遠近」は文之變例として王說を斥けるが今は採らず。

更に、「始我所恃者富貴也」の「富貴」、「始我所恃者親也」の「親」、「始我所恃者近也」の「近」は夫々上文の「不義不富」、「不義不貴」、「不義不親」、「不義不近」を承く。「遠」は承くる所無し。「遠者聞之云々」は上文の「近者聞之云々」に對するものとして後學の加筆せるものの如し。今、「遠者聞之亦退而謀曰、我始以遠爲無恃。今上舉義不辟遠。然則我不可不爲義」の三十一字を刪る。

尙賢上篇 富者有高牆深宮。牆立既謹、上爲鑿一門。

于鬯云、「既謹蓋讀爲坻墀。說文土部云、坻仰涂也。墀涂也。二字皆有涂義。故可連文。牆必用涂。故曰、牆立坻墀也。小戴內則記塗之以謹塗。鄭注云、謹當爲墀、聲之誤也。彼亦借謹爲墀。與此正可比例。孫詒讓閒詁於既字斷句。而又欲乙立既爲既立。必非也。于省吾云、孫詒讓謂牆立既、疑當作宮牆既立。又謂謹上疑當爲謹止。按孫說殊誤。此應讀作牆立既謹句。既謹乃墀墀之假字。說文坻仰涂也。廣雅釋宮、墀墀塗也。說文墀涂也。詩七月、塞向墀戶傳、墀塗也。書梓材、既勤垣墉、惟其塗墀茨。急就篇、泥塗墀壁垣牆。然則牆立墀墀、謂牆立以坻塗之也。上爲鑿一門、上指牆言、義正相符。」

尙賢上篇 有盜人入

馬宗霍云、「有盜人入」、疑當作「有盜入」。「人」「入」形近、相涉誤衍「人」字。經傳未見以盜人連文者、下文「盜其無自出」亦無「人」字、可證。

尙賢上篇 故古者聖王之爲政列德而尙賢。雖在農與工肆之人、有能則舉之、高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令。曰、爵位不高、則民弗敬、蓄祿不厚、則民不信、政令不斷、則民不畏。舉三者授之賢者、非爲賢賜也。欲其事之成。

此の文には、「爵位不高、則民弗敬」、「蓄祿不厚、則民不信」、「政令不斷、則民不畏」と云ひ、之を承けて「舉三者授之賢者」と云ふ。又、「爵位不高云々」、「蓄祿不厚云々」、「政令不斷云々」は前文の、「高予之爵」、「重予之祿」、「斷予之令」を夫々承く。唯だ、「任之以事」は下文に承くるもの無く、下文の「三者」には入らぬ。故に「任之以事」の四字は意を以て上文の「有能則舉之」の下に移す。

尙賢上篇 雖在於厚祿尊位之臣、莫不敬懼而施、雖在農與工肆之人、莫不競勸而尙意。

「雖在於厚祿尊位之臣、莫不敬懼而施」と「雖在農與工肆之人、莫不競勸而尙意」とは相竝べば、「農」の上に「於」字を補ふ。又、「施」の下に恐らく一字を脱す。諸葛蠡（墨子箋八卷）云、施下恐有脱字。

尙賢中篇 何以知尙賢之爲政本也。曰自貴且智者、爲政乎愚且賤者、則治、自愚且賤者、爲政乎貴且智者、則亂。是以知尙賢之爲政本也。

「何以知尙賢之爲政本也」及び下文の「是以知尙賢之爲政本也」の「之」は「政」と「本」の間に在るべし。上下の文、皆「尙賢爲政之本也」に作る。上文に云ふ、「故不察尙賢爲政之本也」と。下文に云ふ、「胡不察尙賢爲政之本也」。且以尙賢爲政之本者、「故不察尙賢爲政之本也」と。又下篇に云ふ、「王公大人、本失尙賢爲政之本也。若苟王公大人、本失尙賢爲政之本也」と。王念孫は盧文弨の「當云尙賢之爲政本」を非として云ふ、「下文曰、胡不察尙賢爲政之本也」と。

尙賢中篇 故可使治國者、使治國、可使長官者、使長官、可使治邑者、使治邑。凡所使治國家・官府・邑里、此皆國之賢者也。賢者之治國也、蚤朝晏退、聽獄治政、是以國家治、而刑法正。賢者之長官也、夜寢夙興、收斂關市山林澤梁之利、以實官府。是以官府實、而財不散。賢者之治邑也、蚤出莫入、耕稼樹藝、聚菽粟。是以菽粟多、而民足乎食。故國家治、則刑法正、官府實、則萬民富。

此の文には、「凡所使治國家・官府・邑里、此皆國之賢者也」とあり、後には「是以國家治、而刑法正」、「是以官府實、而財不散」とあれば「賢者之治國」の下に「家」字、「賢者之長官」の下に「府」字を補ふ。此を推して「賢者

之治邑」の下に「里」字を補ふ。又、「是以菽粟多云々」は上文の「是以官府實、而財不散」と相並び、上文では實ちた場所を「官府」と明示する。従つて、此處は「是以邑里菽粟多云々」と「邑里」二字を補ふ。更に、「凡所使治國家・官府・邑里云々」は上文の「故可使治國者、使治國」以下を承くれば、上文は「故可使治國家者、使治國家、可使長官府者、使長官府、可使治邑里者、使治邑里」に作るべし。

又、「故國家治、而刑法正」は上文の「是以國家治、而刑法正」を、「官府實、則萬民富」は上文の「是以官府實、而財不散」を夫々承く。然るに、「是以菽粟多、而民足乎食」を承くるものなし。今、上文を推して「則萬民富」の下に「邑里菽粟多、則民足乎食」の十字を補ふ。

尙賢中篇 是以必爲置三本。何謂三本。曰、爵位不高、則民不敬也、蓄祿不厚、則民不信也、政令不斷、則民不畏也。故古聖王、高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令。

「高予之爵」、「重予之祿」、「斷予之令」の三事は上文の「爵位不高、則民不敬也」、「蓄祿不厚、則民不信也」、「政令不斷、則民不畏」に夫々對應する。「任之以事」は對應するもの無く、又上文の三本にも含まれず。尙賢上篇に「高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令」とあれば、それに渉る衍文。據つて刪る。

尙賢中篇 今王公大人、有一衣裳不能制也、必藉良工、有一牛羊不能殺也、必藉良宰。

衣裳は既に制せられたものであれば、「衣裳」では意味不通。下篇には「衣裳之財」に作る。下篇に従ひ、「之財」二字を補ふ。又、「牛羊」の下、下篇に従ひ、「之財」二字を補ふ。

尙賢中篇 故當若之二物者、王公大人皆知以尙賢使能爲政也。逮至其國家之亂、社稷之危、則不知使能以治之<sup>①</sup>。親戚則使之、無故富貴、面目佼好、則使之。夫無故富貴、面目佼好、則使之。豈必智且有慧哉<sup>⑤</sup>。

①「使能」の下の「以」を上文の「不知」の下へ移す。上文に云ふ、「王公大人皆知以尙賢使能爲政也」と。又、下文に云ふ、「不明乎以尙賢使能爲政也」、「故以尙賢使能爲政而治者」、「則此言聖之不失以尙賢使能爲政也」、「唯能審以尙賢使能爲政」、「明乎以尙賢使能爲政」、「唯以審以尙賢使能爲政」と。又、上篇に云ふ、「不能以尙賢事能爲政也」と。

②「使能」の上に蘇時學の説に従ひ、「尙賢」の二字を補ふ。即ち、「則不知以尙賢使能治之」に改む。

③「夫無故富貴、面目佼好、則使之。豈必智且有慧哉」は上文の「親戚則使之、無故富貴、面目佼好、則使之」の三事を承けて云へば、「面目佼好、則使之」の「則使之」の三字を上文の「無故富貴」の下に移す。「親戚則使之、無故富貴、則使之、面目佼好、則使之」と。三事並列なり。

④「夫」字の下の「無故富貴、面目佼好」は上文の三事「親戚則使之、無故富貴、則使之、面目佼好、則使之」を承く。故に「夫」字の下に「親戚」二字を補ふ。下篇に云ふ、「雖有骨肉之親、無故富貴、面目佼好者」と。此と略同じ。陶鴻慶の説同じ。陶氏云、「夫字下當奪親戚」二字。則使之三字當在上文無故富貴之下」と。

⑤王念孫の説に従ひ、「有」字を刪る。

尙賢中篇 且夫王公大人、有所愛其色而使<sup>①</sup>。夫心不察其知而與其愛<sup>②</sup>。是故不能治百人者、使處乎千人之官、不能治千人者、使處乎萬人之官。此其故何也。曰、若處官者、爵高而祿厚。故愛其色而使<sup>③</sup>之焉。

陶鴻慶の説に従ひ、①「其色」を刪り、②「心」を「必」に改め、③「愛其色」を「與其愛」に改む。陶鴻慶云、

「愚案、此泛言王公大人、與其所愛、不當奪以色言『其色』二字衍文。心爲必字之誤。其文云、且夫王公大人、有所愛而使、其必不察其知、而與其愛。因必誤爲心、後人屬上句、又見上有面目佼好之文、輒增其色二字以相配耳。文云、處若官者、今本作若處官者、依王氏乙正、爵高而祿厚、故愛其色而使之焉。愛其色當作與其愛。卽承此文不察其知、而與其愛而言、今本作愛其色亦治此文之誤而妄改者」。

(一)孫詒讓の説に従ひ、「使」の下に「之」字を補ふ。孫云、「據下文使下當有之字」。

(二)王念孫の説に従ひ、「若處」を「處若」に改む。王云、「若處官者、當爲處若官者。若官此官也。下文曰、雖日夜相接以治若官。是其證」。吳毓江云、「案、若猶其也。義亦可通」。

尙賢中篇 是故不能治百人者、使處乎千人之官、不能治千人者、使處乎萬人之官。此其故何也。曰、若處官者、爵高而祿厚。故愛其色而使之焉。<sup>①</sup>夫不能治千人者、使處乎萬人之官、則此官什倍也。<sup>②</sup>

①「不能治百人者、使處乎千人之官」と「不能治千人者、使處乎萬人之官」とは相竝び、此を承けて「不能治千人者、使處乎萬人之官」が有れば、この「不能治千人者、使處乎萬人之官」に竝ぶものとして、「夫」の下に「不能治百人者、使處乎千人之官」の十三字を補ふ。陶鴻慶の説略同じ。

② 陶鴻慶の説に従ひ、②の此の下に「予」字を補ふ。

尙賢中篇 以尙賢使能爲政而治者、若吾言之謂也。以下賢爲政而亂者、若吾言之謂也。<sup>①</sup>

①「以尙賢使能爲政而治者、若吾言之謂也」と「以下賢爲政而亂者、若吾言之謂也」とは相對す。故に正徳本に従ひ、「下」を「不」に改む。又「賢」の上に「尙」の字を、下に「使能」二字を補ひ、「尙賢使能」に改む。閒詁に「下賢



下、當有不使能之語、而今掄之」と云ふは誤り。「不」は「尙賢使能」に掛る。

尙賢中篇 古者舜耕歷山、陶河瀕、漁雷澤。堯得之服澤之陽、舉以爲天子、與接天下之政、治天下之民。伊摯有莘氏女之私臣。親爲庖人。湯得之、舉以爲己相、與接天下之政、治天下之民。傳說被褐帶索、庸築乎傅巖。武丁得之、舉以爲三公、與接天下之政、治天下之民。

「堯……舉以爲天子、與接天下之政、治天下之民」、「湯……舉以爲己相、與接天下之政、治天下之民」、「武丁……舉以爲三公、與接天下之政、治天下之民」の三事は並列。

尙賢下篇には、「是故昔者、舜耕於歷山、陶於河瀕、漁於雷澤、灰於常陽。堯得之服澤之陽、立爲天子、使接天下之政、而治天下之民。昔、伊尹爲莘氏女師僕、使爲庖人。湯得而舉之、立爲三公、使接天下之政、治天下之民。昔者、傳說居北海之洲、園土之上、衣褐帶索、庸築於傅巖之城。武丁得而舉之、立爲三公、使之接天下之政、而治天下之民」と、即ち、「堯……立爲天子、使接天下之政、而治天下之民」、「湯……立爲三公、使接天下之政、治天下之民」、「武丁……立爲三公、使之接天下之政、而治天下之民」の三事は並列。尙賢中篇の「與」は尙賢下篇では、皆「使」に作る。

尙、尙同中篇には

「立以爲天子、使從事乎一同天下之義」

「置以爲三公、與從事乎一同天下之義」

「諸侯國君、使從事乎一同其國之義」

「置以爲左右將軍大夫……與從事乎一同其國之義」と、「使」と「與」を互用する。この様に尙賢中篇、尙賢下篇、尙

同中篇を通して見ると、「使」「與」は同義。裴學海云、與猶使也（古書虛字集釋卷一）。尚、尚賢下篇の「昔、伊尹云々」の「昔」の下、上下の文に據って「者」字を補ふ。

尚賢中篇 故古、聖王唯以尚賢使能爲政而取法於天。

此の文は上文の「故古者、聖王唯能審以尚賢使能爲政、無異物雜焉、天下皆得其列」と相竝ぶ。而して、「以」は上文では「能」に作る。裴學海云、以猶能也（古書虛字集釋卷一）。尚、上文に従ひ、「古」の下に「者」字を補ふ。

尚賢中篇 然則富貴爲賢、以得其賞者誰也。曰、若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者是也。所以得其賞何也。曰、其爲政乎天下也、兼而愛之、從而利之、又率天下之萬民、以尚尊天事鬼、愛利萬民。是故天鬼賞之、立爲天子、以爲民父母。萬民從而譽之曰聖王、至今不已。則此富貴爲賢、以得其賞者也。然則富貴爲暴、以得其罰者誰也。曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也。何以知其然也。曰、其爲政乎天下也、兼而憎之、從而賊之、又率天下之民、以上詬天侮鬼、賊殺萬民。是故天鬼罰之、使身死而爲刑戮、子孫離散、室家喪滅、絕無後嗣。萬民從而非之曰暴王、至今不已。則此富貴爲暴、而②以得其罰者也。然則親而不善、以得其罰者誰也。曰、若昔者伯鯨帝之元子、廢帝之德庸、既乃刑之于羽之郊。乃熱照無有及也、帝亦不愛。則此親而不善、以得其罰者也。然則天之所使能者誰也。曰、若昔者禹稷皋陶是也。何以知其然也。⑦先王之書、呂刑道之曰、皇帝清問下民、有辭有苗、曰、羣后之肆在下、明明不常、鰥寡不蓋。德威維威、德明維明。乃名三后、恤功於民、伯夷降典、哲民維刑、禹平水土、主名山川、稷隆播種、農殖嘉穀。三后成功、維假於民。則此言三聖人者謹其言、慎其行、精其思慮、索天下之隱事遺利、以上事天、則天鄉其德、下施之萬民、萬民被其利、終身無已。⑧

⑨ 「然則富貴爲賢、以得其賞者誰也。曰、若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者是也」

② 「則此富貴爲賢、以得其賞者也」

③ 「然則富貴爲暴、以得其罰者誰也。曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也」

…

④ 「則此富貴爲暴、而以得其罰者也」

⑤ 「然則親而不善、以得其罰者誰也。曰、若昔者伯鯀……」

…

⑥ 「則此親而不善、以得其罰者也」

即ち、④と⑤、⑥と⑦、⑧と⑨とは夫々首尾を爲して相應じてゐる。④と⑤は賞、⑥と⑦は罰、⑧と⑨は罰を二云ふ。

(一)、④と⑤の賞と⑥と⑦の罰は相對應する。墨子書では相對應する文を以て論を展開する事が甚だ多い。この賞罰の對應から考へる時、⑧と⑨の罰に對する賞の部分が脱落してゐる。⑥と⑦に對する④と⑤を本に⑧と⑨に對する脱落した賞の部分を推して考へると、

⑧ 「然則親而善、以得其賞者誰也。曰、若昔者……者是也」

…

⑨ 「則此親而善、以得其賞者也」

があつて、首尾相應じ、それが賞の部分として⑧と⑨の罰の部分と賞罰相對應してゐたと考へられる。據つて④「則此富貴爲暴、而以得其罰者也」の下に「然則親而善、以得其賞者誰者也。曰、若昔者……者是也。……則此親而善、以得其賞者也」の三十字を補ふ。

(二)、「曰、若昔者伯鯨」は上文の「曰、若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者是也」、「曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也」及び、下文の「曰、若昔者禹稷皋陶是也」と相並ぶ。この三條は「曰、若昔者……者是也」の繰返しなれば、「曰、若昔者伯鯨」もその形式と考へられる。故に「伯鯨」の下に「者是也」の三字を、更にその下に上下の文を推して、「何以知其然也。曰、伯鯨」の九字を補ふ。又下文の「皋陶」の下に「者」字を補ふ。牧野藻洲本は「曰、若昔者伯鯨」の下に「者是也。何以知其然也。伯鯨」の十一字有り。何に據つて補ひたるかを知らず。

(三)、「○」の「然則天之所使能者誰也。曰、若昔者禹稷皋陶是也」は上文の㊶㊷の形式を踏襲し、それに揃へてはるが、内容は賞罰から賢能へと移つてゐる。又、ここでは㊸の首に對する尾の部分が無いが、この尾は上文の尾の例から考へると、「三后成功、維假於民」の次に「則此天之所尚賢使能者也」とあつて、首尾相應じてゐたと考へられる。據つて、㊹として「則此天之所尚賢使能者也」の十一字を補ふ。

(四)、「○」の「曰、其爲政乎天下也、兼而憎之、從而賊之、又率天下之民、以上詬天侮鬼、賊殺萬民」は上文の「曰、其爲政乎天下也、兼而愛之、從而利之、又率天下之萬民、以尚尊天事鬼、愛利萬民」と相對する。上文には「又率天下之萬民……愛利萬民」に作り、此處は「又率天下之民……賊殺萬民」に作れば、「民」の上に「萬」字を補ふ。

②「然則富貴爲暴、以得其罰者誰也。曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也。……則此富貴爲暴、而以得其罰者也」は上文の「然則富貴爲賢、以得其賞者誰也。曰、若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者是也。……則此富貴爲賢、以得其賞者也」と相對する。然るに、上文の「然則富貴爲賢」の下、又「則此富貴爲賢」の下、當該文の「然則富貴爲暴」の下の三ヶ所には「而」字無し。據つて、「則此富貴爲暴」の下の「而」字を刪る。

③「廢帝之德庸」 于省吾云、孫詒讓引左傳杜注訓庸爲用、按孫說非是。書堯(舜ノ誤)典、有能奮庸熙帝之載、僞傳與馬說並訓庸爲功。上言伯鯨帝之元子、此言廢帝之德庸、言伯鯨廢帝之德與帝之功也。

④ 劉師培の説に従ひ、「所」の下に「尙賢」二字を補ふ。劉師培云、使能上疑掄尙賢二字。

⑤ 于鬯云、據下文引呂刑云々、則皋陶當作伯夷。

⑥ 上文に従ひ、「皋陶」の下に「者」字を補ふ。上文に云ふ、「曰、若昔者……者是也」と。

⑦ 「先王之書」の上に、「曰」字を補ふ。「先王之書」以下は「何以知其然也」に對する答である。上文では「所以得其賞何也、曰云々」、「何以知其然也、曰云々」に作る。故に「曰」字を補ふ。

⑧ 下文に據り、「萬民被其利」の上に、「則」字を補ふ。下文に同文有りて云ふ、「則萬民被其利、終身無己」と。

尙賢下篇 子墨子言曰、天下之王公大人、皆欲其國家之富也、人民之衆也、刑法之治也。然而不識以尙賢爲政。其國家百姓王公大人、本失尙賢爲政之本也。若苟王公大人、本失尙賢爲政之本也、則不能毋舉物示之乎。

① 上篇に「古者、王公大人、爲政於國家者、皆欲國家之富、人民之衆、刑政之治。然而不得富而得貧、不得衆而得寡、不得治而得亂、則是本失其所欲、得其所惡」とあり、文意此處と同じ。又此處は「國家之富也、人民之衆也、刑法之治也」と云ふを承けて云へば、「國家」の下に「貧」字、「百姓」の下に「寡、刑法亂、則此」の六字を補ふ。陶鴻慶の説同じ。

②③ 王闔運の説に従ひ、「本失」を「未知」に改む。王闔運云、「(未知)原作本失」と。又、中篇(李本以外)には「未知以尙賢使能爲政也」とあり。

尙賢下篇 今唯毋以尙賢、爲政其國家百姓、使國爲善者勸、爲暴者沮、大以爲政於天下、使天下之爲善者勸、爲暴者沮。然昔、吾所以貴堯舜禹湯文武之道者、何故以哉。

(一)、此の文の「大以爲政於天下、使天下之爲善者勸、爲暴者沮」と上文の「爲政其國家百姓、使國爲善者勸、爲暴者沮」とは相對す。故に下文の「大以爲政於天下云々」より推して、上文の「爲政」の下に「於」、「使國」の下に「之」字を補ふ。尙、上文に「今若有一諸侯於此、爲政其國家也、曰、凡我國能射御之士云々」と云へば、「百姓」二字を削る。又、此處の「大以」は「天下」と相應ずれば、上文の「國家」は「小以」と相應ずべし。「小以」の二字を「尙賢」の下に補ふ。大小相對する文墨子書には屢々見ゆ。例えば、大用……小用……、大國……小國……、大家……小家……、明於小而不明於大、等々の如し。陶鴻慶云、「愚案、家百姓三字衍文、爲政其國、與爲政於天下文正相對」と。未埒。

(二)、「然昔」の「昔」、寶曆本は「者」に作る。今、之に従ふ。吉田漢宦(墨子校)云、「一本『昔』作『者』」と。此處は過去の事を述べるのではない。「昔」「者」は相似て誤る。

尙賢下篇 今王公大人、有一牛羊之財不能殺、必索良宰、有一衣裳之財不能制、必索良工。當王公大人之於此也、雖有骨肉之親・無故富貴・面目美好者、實知其不能也、不使之也<sup>①</sup>。是何故。恐其敗財也。當王公大人之於此也、則不失尙賢而使能。王公大人、有一罷馬不能治、必索良醫、有一危弓不能張、必索良工。當王公大人之於此也、雖有骨肉之親・無故富貴・面目美好者、實知其不能也、必不使<sup>②</sup>。是何故。恐其敗財也。當王公大人之於此也、則不失尙賢而使能。逮至其國家、則不然。王公大人骨肉之親・無故富貴・面目美好者、則舉之<sup>④</sup>。則王公大人之親其國家也、不若其親一危弓・罷馬・衣裳・牛羊之財與。我以此知天下之士君子、皆明於小、而不明於大也。

(一)、①「今王公大人、有一牛羊之財、則不失尙賢而使能」と②「王公大人、有一罷馬、則不失尙賢而使能」とは相竝ぶ。而して、「牛羊・衣裳」、「罷馬・危弓」の表記の順序には問題がある。即ち、下文に③④を承けて⑤「不若其親一危

弓・罷馬・衣裳・牛羊之財與」と云ふ。これを以て推せば、㊦の「今王公大人」の下は「有一危弓不能張、必索良工」、「有一罷馬不能治、必索良醫」の順に作り、㊧の「王公大人」の下は「有一衣裳之財不能制、必索良工」、「有一牛羊之財不能殺、必索良宰」の順に作るべし。

(二)、①「不使之也」の上、下文に據つて「必」字を補ふ。下文に云ふ、「實知其不能也、必不使」と。

②「必不使」の下、上文に據つて「之也」の二字を補ふ。上文に云ふ、「實知其不能也、不使之也」と。

③「逮至」の下、上文に據つて「治」字を補ふ。上文に云ふ、「逮至其臨衆發政而治民、莫知尙賢而使能」と。義此と同じ。

④⑤ 吉田漢宦云、「親疑視誤。下同」と。親・視は草體相似て誤り易し。孫詒讓云、「親疑竝當作視。」

尙賢下篇 昔伊尹爲莘氏女師僕、使爲庖人。湯得而舉之、立爲三公、使接天下之政、治天下之民。

① 上下の文、皆「昔者」に作る。尙賢中篇にはこの用例の他に「昔」一字の單獨使用は無し。今、「者」字を補ふ。

② 諸葛蠡（墨子箋）云、「爲下恐脫有字、謂有莘氏女媵也」。尙賢中篇には「有莘氏」に作る。今、「有」字を補ふ。

③ 上下の文、「堯得云々」、「湯得云々」、「武丁得云々」の三事相竝ぶ。上下の文に「而」字有り。據つて、今「治」字の上に「而」字を補ふ。

尙賢下篇 今也天下之士君子、皆欲富貴、而惡貧賤。然女何爲而得富貴、而辟貧賤。曰、莫若爲賢。爲賢之道將奈何。曰、有力者疾以助人、有財者勉以分人、有道者勸以教人。若此、則飢者得食、寒者得衣、亂者得治。若飢則得食、寒則得衣、亂則得治、此安生生。今王公大人、其所富其所貴、皆王公大人骨肉之親・無故富貴・面目美好者也。今王公大人

骨肉之親・無故富貴・面目美好者、焉故必知哉。若不知使治其國家、則其國家之亂可得而知也。今天下之士君子、皆欲富貴、而惡貧賤。然女何爲而得富貴、而辟貧賤哉。曰、莫若爲王公大人骨肉之親・無故富貴・面目美好者。王公大人骨肉之親・無故富貴・面目美好者、此非可學能者也。使不知辯、德行之厚若禹湯文武不加得也。王公大人骨肉之親、蹙蹙瘖聾、暴爲桀紂、不加失也。是故以賞不當賢、罰不當暴。其所賞者已無故矣、其所罰者亦無罪<sup>②</sup>。是以使百姓皆放心解體、沮以爲善、垂其股肱之力、而不相勞來也、腐臭餘財、而不相分資也、隱匿良道、而不相教誨也。若此、則飢者不得食、寒者不得衣、亂者不得治。

(一)、吳毓江氏云、「案、以中篇及非命下篇文例校之、『寒者得衣』下、疑脫『勞者得息』、『寒則得衣』下、疑脫『勞則得息』」と。案するに、㊦「今也天下之士君子、皆欲富貴、而惡貧賤云々」以下と下文の㊧「今天下之士君子、皆欲富貴、而惡貧賤云々」以下とは相對する。その中で、㊦「有力者疾以助人、有財者勉以分人、有道者勸以教人」の結果として、㊨「飢者得食、寒者得衣、亂者得治」とする。此に對して、㊩「垂其股肱之力、而不相勞來也、腐臭餘財、而不相分資也、隱匿良道、而不相教誨也」の結果として、㊪「飢者不得食、寒者不得衣、亂者不得治」と云ふ。此の㊦の三事と㊨の三事、㊩の三事と㊪の三事とは夫々緊しく對應する。してみると、㊦を承けた㊨の「飢者得食、寒者得衣」の下に吳毓江氏の如く、中篇及び非命下篇の文例に據つて、「勞者得息」、又下文の「寒則得衣」の下に「勞則得息」の四字を夫々補ふは不可也。(注、中篇には「是以民無飢而不得食、寒而不得衣、勞而不得息、亂而不得治者」、非命下篇には「必使飢者得食、寒者得衣、勞者得息、亂者得治」と)

(二)、① 下文に據り「貧賤」の下に「哉」字を補ふ。下文に云ふ「然女何爲而得富貴、而辟貧賤哉」と。

② 上文の「其所賞者已無故矣」と「其所罰者亦無罪」とは相對すれば、「罪」の下に「矣」字を補ふ。諸葛蠡云、恐脫矣字。



